

佐賀県議会議員選挙西松浦郡選挙区選挙長告示第四号

平成二十三年四月十日執行の佐賀県議会議員選挙西松浦郡選挙区については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の四第一項の規定による届出のあった候補者が当該選挙区における議員の定数を超えないため、投票は行わない。

平成二十三年四月一日

佐賀県議会議員選挙西松浦郡選挙区

選挙長 馬 渡 洋 三